

令和6年度 総務局一般任期付職員 採用選考案内

令和7年1月7日
東京都総務局

近年、都政に対するニーズの専門化・高度化が著しく進んでいます。このような状況に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材を都庁外部から一定期間活用し、都政の喫緊の課題を解決するための制度として、東京都では「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」等を制定しました（平成15年1月1日施行）。

この条例は、地方公務員法の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年7月1日施行）等に基づくものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規程の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員等

区分	職種	職	採用 予定人員	勤務場所	職務内容
一般任期付	心理	主事	1	東京都職員共済組合事務局 事業部健康増進課精神保健担当 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎内	○精神保健相談等

2 採用予定日

令和7年4月1日

3 任期

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 勤務実績が良好である場合は、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。なお、期間を定めた任用であり、記載の任期以降の任用を保障するものではありません。

4 受験資格

下表の（１）かつ（２）の要件を満たす者

求められる経験・専門性	
(1)	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は大学院において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、精神保健に関する知識を有する者
(2)	主に成人に対する精神保健に関する職務経験を2年以上有する者（労働・産業分野、教育分野、医療・保健分野、福祉分野等） ※公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタント等に相当する資格があることが望ましい。

- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・令和7年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員
 - ・教育公務員※¹
 - ・東京都職員（任期付職員※²、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和7年3月31日までに任期が満了する者
- ※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
- ※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

5 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	資格要件審査	受験資格の有無についての確認
	専門性審査	職務経験、その他申込書記載事項についての確認
	小論文	課題式（文字数：1,200字程度） 「うつ病による休職者に対する職場復帰支援の要点について、あなたの考えを述べてください。」

- ◎申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には、第1次選考合格通知書兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物並びに職務に関連する経験及び知識についての個別面接
------	-----------------------------

- ◎口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

6 申込手続

受 付 期 間	令和7年1月7日(火)から令和7年2月3日(月)午後5時まで
申 込 方 法	・下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の履歴書、小論文、職歴等調書及び顔写真データを受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。 ・メールの件名は「総務局一般任期付職員申込（心理職）」としてください。 <URL> https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/kyosai2 <提出物> ア 履歴書（上記URLの所定様式） イ 小論文（上記URLの所定様式） ウ 顔写真データ（jpg、3メガバイト以内） エ 職歴等調書（上記URLの所定様式） <提出先> 総務局総務部総務課メールアドレス S0000011@section.metro.tokyo.jp

◎ 郵送・持参での申し込みは受け付けません。

◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

7 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（最終合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

8 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和7年2月上旬 ※受験者全員に対し、申込みの際に送付したメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和7年2月12日（水）から2月14日（金）までのうち、指定する1日
最終結果通知	令和7年2月下旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

9 給与等について

《初任給》

初任給は、経験等に応じて、条例の定めるところにより決定されます。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、採用職種と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職務経験	初任給
2年	約282,800円
5年	約298,600円

- ◎ この初任給は、令和7年3月31日までに職務経験年数を満たしている人の例で、令和7年1月1日時点の給料月額に、地域手当（20%地域勤務の場合）を加えたものです。
- ◎ 採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当などの手当制度があります。

10 その他

本選考案内で募集する職務内容で、過去東京都の一般任期付職員として5年間職務経験がある人は、受験できません。また、本選考案内で募集する職務内容において、東京都一般任期付職員としての職務経験が今回募集する任期と通算して5年を超える人は、過去の任期と合算して5年を超えない範囲内の任期で採用します。

■ お問い合わせ先

- (1) 申込み及びスケジュールに関すること

東京都総務局総務部総務課人事担当
東京都庁第一本庁舎12階南側
電 話 03-5388-2314

- (2) 職務内容に関すること

東京都職員共済組合事務局事業部健康増進課精神保健担当
東京都庁第一本庁舎16階
電 話 03-5320-7695

■ 都庁への交通案内

JR新宿駅（西口）から徒歩約10分
都営大江戸線都庁前駅直結